譲渡契約書

譲渡人○○○○（以下「甲」という。）と譲受人○○○○（以下「乙」という。）は、甲が保有するウェブサイトにて運営する事業を甲から乙へ譲渡することに関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. （事業譲渡）

甲は乙に対し、甲が保有する次のウェブサイト（以下「対象サイト」という。）にて運営する事業（以下「本件事業」という。）を譲渡し、乙はこれを譲り受ける（以下「本件事業譲渡」という。）。

＜対象サイト＞

１．○○○○（URL: [http://www.○○○○.com/](about:blank) ）

２．○○○○（URL: [http://www.○○○○.com/](about:blank) ）

1. （譲渡対象）
2. 甲は乙に対し、本件事業譲渡に際し、次条に定める譲渡基準日において、本件事業に属する次の各号の資産（以下「対象資産」という。）を譲渡するものとする。
3. 甲が保有する対象サイトに関するプログラム（ソースコードを含む。）、データ、コンテンツ及びこれに付随するプログラム、データ並びにこれらの使用に必要なパスワード等の情報（以下総称して「プログラム等」という。）
4. 対象サイトのドメインの使用に関するすべての権利
5. 対象サイト及びプログラム等に関して甲が有する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の知的財産権一切の権利（未だ登録、出願がなされていないものも含む。）
6. 対象サイトに関し甲が保有する会員情報及び契約に係る資料一切
7. 甲は乙に対し、本件事業譲渡に際し、譲渡基準日において締結されている本件事業にかかる次の各号の契約（以下「対象契約」という。）の契約上の地位を移転するものとする。但し、甲と第三者との契約において、契約上の地位の移転が禁止されているものについてはこの限りではなく、当該契約がある場合、その旨を甲は乙に事前に通知するものとする。
8. 本件事業に関して甲が締結している広告主との広告掲載に関する一切の契約
9. 対象サイトのドメインに関する一切の契約
10. 対象サイトの運営に必要な第三者との契約
11. その他、甲が指定する契約
12. 前2項の規定にかかわらず、次の各号の資産は譲渡の対象資産とならない。
13. 本件事業に関し、譲渡基準日までに発生する売掛金及び買掛金その他一切の金銭債権債務
14. 譲渡基準日までに発生する本件事業に関する借入金及び未払金、未払い費用
15. （譲渡基準日）

２０２１年○○月○○日を譲渡基準日とする（以下「譲渡基準日」という。）。但し、甲乙合意の上、譲渡基準日を変更できるものとする。

1. （引渡し）
2. 甲は乙に対し、２０２１年○○月○○日までに、甲乙協議の上決定する方法により、対象資産の引渡し及び対象契約の契約上の地位の移転（以下総称して「引渡し等」という。）を行うものとし、その他、本件事業譲渡に必要な手続きを行わなければならない。
3. 乙は、甲から引渡し等を受けた場合、検査を行うものとする。なお、引渡し等を受けた日（以下「引渡日」という。）から起算して○○日以内に乙から甲に何ら通知しなかった場合、当該期間の満了を以って検査終了とする。
4. 引渡しは、検査終了と同時に完了するものとし、引渡しが完了した日を「譲渡日」とする。
5. 乙が甲に対して検査の不合格を通知する場合、不合格とした相当の理由及びその詳細を示して通知しなければならない。甲は、当該通知を受けた場合、当該通知内容の是正に必要な処置を行い、再度引渡しを行う。その後については、本条第１項乃至第３項の規定を準用する。
6. 引渡日以前に生じた対象資産の滅失、毀損その他一切の損害は、乙の責めに帰すべき場合を除き甲の負担とし、引渡日以後に生じたこれらの損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き乙の負担とする。
7. 譲渡対象に第三者との契約が含まれる場合、甲は契約上の地位の移転について契約の相手方の承諾を得ることなど必要な手続に協力しなければならない。
8. 本件事業内容に関しては、現状有姿の譲渡とし、甲は、本件事業譲渡後の本件事業に関する一切の責任を負わないものとする。
9. （譲渡代金）
10. 乙は甲に対し、本件事業譲渡の対価（以下「本件譲渡代金」という）として、金○○○○円（税込）を支払うものとする。本件譲渡代金には、譲渡対象の引渡しの対価も含まれるものとする。
11. 乙は、本件譲渡代金を、引渡日の前日までに、株式会社フォーイットが運営するウェブサイト（https://ureba.jp/）の代理受領サービスを利用して支払うものとする。
12. （精算並びに回収・支払の代行）
13. 本件事業の資金収支及び損益の帰属は譲渡基準日をもって区分するものとし、精算が必要な場合は甲乙協議の上決定するものとする。本件事業譲渡により、譲渡基準日前日までに発生した甲の債務は乙に承継されず、甲が負担するものとする。
14. 譲渡基準日以降、乙が受領すべき金員を甲において受領した場合、又は甲が受領すべき金員を乙において受領した場合は、相手方に通知の上、その取扱いについて、甲乙別途協議の上決定するものとする。
15. （譲渡後の権利ならびに放棄）
16. 譲渡基準日から○○年間、甲は、本件事業名及び本件事業名類似の事業名での商行為、ならびに対象サイトに類似したサイトの制作及び運営を直接又は間接的に（関連会社又は他人を通じて行う場合も含む）行わないものとする。
17. 甲は本件事業譲渡後に、対象資産の著作物について、乙及び乙の指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
18. （表明及び保証）

本件事業に関し、甲は、乙に対し、本契約締結日及び譲渡基準日現在において、次の各号が真実かつ正確であることにつき表明しかつ保証する。

1. 甲は、対象資産につき譲渡を行う権限を有しており、対象資産につきいかなる第三者の権利も付着しておらず、対象資産の譲渡又は乙による使用に関する制限も存在しないこと
2. 甲は、本契約の他に本件事業及び対象資産について、第三者に譲渡する旨の契約を締結していないこと
3. 対象資産及び対象契約以外には、譲渡日後の乙による本件事業遂行に必要な財産はないこと
4. 本件事業又は本契約に関して、いかなる訴訟、仲裁、調停、その他の法的手続も係属しておらず、いかなる法律、規則、命令等の違反もなく、また、甲の知る限りそのおそれもないこと
5. 対象資産に関する契約は、全て有効に存続しており、甲に、かかる契約の債務不履行は存在しないこと
6. 本件事業譲渡に関し、甲が乙に対して開示した情報は、真実かつ正確なものであり、本件事業に関し重要な情報は本契約締結日前に、締結日以降に生じたものについてはその都度、全て乙に開示されていること
7. （事業の運営）
8. 甲は、本契約締結後、譲渡日までの間、善良なる管理者の注意義務をもって、本件事業を通常の状態に維持し、運営を継続する。
9. 甲は、本契約締結後、通常の事業の運営によるものを除き、本件事業に属する資産について、譲渡、担保権設定、賃貸（対象資産についてすでに行われているものを除く）、その他一切の処分、その他の資産の取得、債務負担、および本件事業の譲渡を制約する可能性のある一切の行為を行わないものとする。
10. 甲が前各項に違反した場合、乙は当該違反に関する原状回復措置を甲の費用をもって行うことができるものとし、当該措置によっても回復できない行為があった場合、乙は本契約を負担なく解除することができる。
11. （解除条項）
12. 甲又は乙は、相手方が本契約に違反したときは、催告その他の手続を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。
13. 甲又は乙が本契約を解除した場合、乙は、１０営業日以内に甲より引渡された全ての対象資産を甲に返却し、複製したデータ及び印刷物は全て破棄・消去しなければならない。また、乙の責に帰す解除の場合は、契約上の地位が移転された契約について、乙は甲に対し、当該契約上の地位を原状回復するに際し、契約の相手方の承諾を得ることなど必要な手続に協力しなければならない。
14. （不可抗力）
15. 天災その他自然的又は人為的な事象であって、甲乙のいずれの責めにも帰することのできない事由（以下「不可抗力」という)によって、本契約の全部又は一部が履行不能になった時は、本契約はその部分について、当然効力を失う。
16. 甲又は乙が、本件事業譲渡に関して、当該不可抗力によって損害を被った場合には、相手方に通知の上、その負担につき甲乙協議を行うものとする。
17. （秘密保持）
18. 本契約において「秘密情報」とは、本件事業譲渡に関連して、甲及び乙が、相手方より書面、口頭若しくは磁気記録媒体等により提供若しくは開示された、相手方に関する技術、事業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味する。但し、(1)相手方から提供若しくは開示がなされた時又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、(2)相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく独自に開発したものについては、秘密情報から除外する。
19. 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による承諾なしに、本件事業譲渡目的以外に使用、第三者に提供、開示又は漏洩しないものとする。
20. 甲及び乙は、本件事業譲渡の評価及び検討のため、公認会計士、弁護士その他の法律上守秘義務を負う専門家に対して秘密情報を開示することができる。但し、事前にその旨を相手方に通知するものとする。
21. 甲及び乙は、本条2項の定めにかかわらず、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができる。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、その趣旨に反しない限り、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
22. 甲及び乙は、本契約が解除された場合、相手方から開示を得た秘密情報を返還し、又は廃棄した上、本契約終了後も継続して本条の秘密保持義務を負う。
23. （損害賠償責任）

甲及び乙は、本契約に違反した時は、損害を与えた相手方に対して損害賠償責任を負うとともに、その他本契約及び法令の定めるところに従って、責任を負うものとする。

1. （契約譲渡制限）

甲及び乙は、相互に書面による事前の同意なしに、本契約に基づく権利及び義務の一切を、第三者に譲渡、売却、担保設定その他の方法で移転することはできないものとする。

1. （反社会的勢力の排除）
2. 甲及び乙は、自己、自己の親会社、子会社および関連会社、並びに、これらの役員、従業員、主要な株主等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力又はこれに準ずる者に該当せずかつ関与していないこと、またそれらに類する行為をしないことを、現在及び将来にわたって表明し、保証するものとする。
3. 甲及び乙は、相手方が前項の表明・保証に違反した場合、又は、本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつでも、何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。
4. 甲及び乙は、前項による解除につき、相手方に対して何らの損害賠償責任を負わないものとする。また、解除された当事者は、解除した当事者に損害が生じたとき、これを直ちに賠償しなければならない。
5. （準拠法及び合意管轄）

甲及び乙は、本契約の準拠法を日本法とすること、及び本契約に起因し又は関連する一切紛争については訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

1. （協議解決）

本契約に定めのない事項及び疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

1. （特約事項）

特約事項は、次のとおりとする。特約事項と本契約の他の条項が矛盾、抵触する場合は、矛盾、抵触の範囲において、特約事項が優先する。

＜特記事項＞

１．○○○○

以上、本契約締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、甲乙各1通を保有する、もしくは、本書を電磁的に作成し、記名捺印に代わる電磁的処理を施し、双方保有するものとする。

２０２１年○○月○○日

|  |  |
| --- | --- |
|  | （住所） |
| 甲： | （法人名） |
|  | （代表者） |
|  |  |
|  | （住所） |
| 乙： | （法人名） |
|  | （代表者） |